

令和8年度岐阜県高等学校奨学金 (修学バックアップ貸付金)募集要項【二次】

令和8年度の岐阜県高等学校奨学金（修学バックアップ貸付金）の奨学生を下記のとおり募集します。

この奨学金は貸与ですので、貸与終了後は、全額返還していただくことになります。
募集要項をよく読まれたうえで申請を行ってください。

【申請期間】

令和8年10月1日（木）～令和8年11月6日（金）（岐阜県必着）

※申請の締切期限は、在学学校から岐阜県へ送付する期限です。

在学学校の提出期限をお確かめください。

【申請書類提出先】

在学学校の奨学金担当

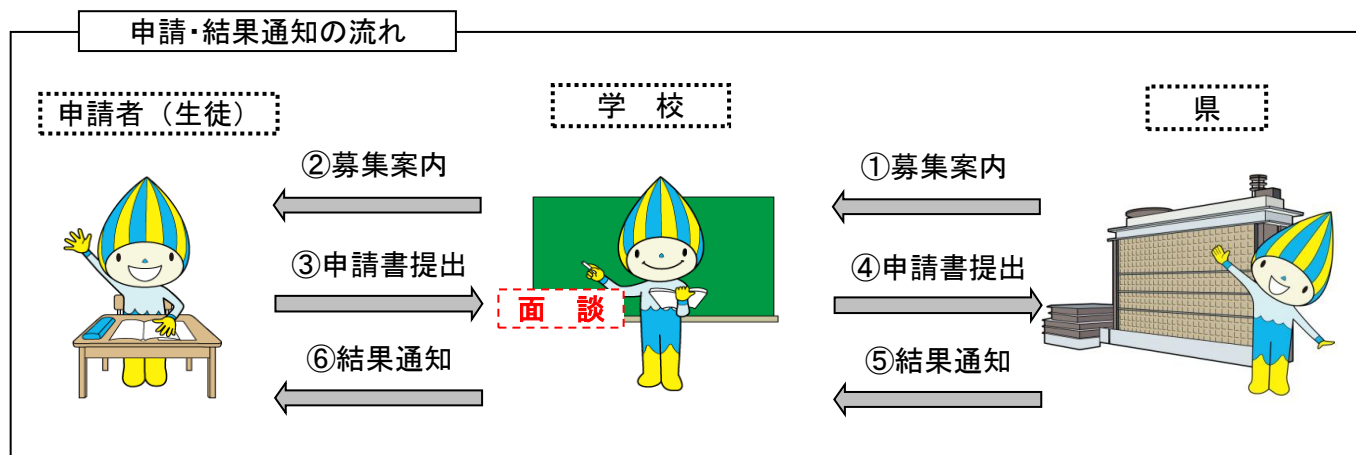
【申込資格】

次の条件の全てに該当する生徒・学生が対象となります。

- ①岐阜県内に住所を有する者の子弟であること。
(本人のみが岐阜県内に住所を有する場合は該当しません。)
- ②経済的理由により修学が困難であること（収入の基準は5ページ参照）。
- ③次の学校に在学していること。
岐阜県内の私立高等学校（専攻科及び別科を除く。）

【申請手続】

申請希望者は、申請用紙に必要事項を記入の上、関係書類を添付して、在学する学校の奨学金担当者等に提出してください。



【採用の通知】

審査結果は、採用・不採用にかかわらず在学する学校を通じて 1月中旬頃 にお知らせします。

【制度の概要】

1 奨学金の貸与月額

自宅通学	自宅外通学又は通学費高額負担者（※）	
	下宿費用又は通学費用加算（※）5,000円加算	下宿費用又は通学費用加算（※）10,000円加算
30,000円	35,000円	40,000円

自宅外区分及び通学費高額負担者区分の貸与月額は、次の条件に該当し、その区分での貸与を希望する場合に申請することができます。

※ 下宿費用加算は、申請時に自宅外から通学している者が対象

※ 通学費高額負担者とは申請時において、公共交通機関を利用して通学する生徒で通学費を負担している者が対象。通学費が5,000円以上10,000円未満の生徒は5,000円加算、10,000円以上の生徒は5,000円又は10,000円加算の選択が可能。（3,6箇月定期を利用の場合は、それぞれの月数で割って1月あたりの額を計算。複数の交通機関を利用の場合はその合計額。）

＜通学費の計算例＞ 電車とバスを利用している場合

①通学定期(電車) 3ヶ月 15,000円 1ヶ月あたり 15,000円÷3ヶ月=5,000円

②通学定期(バス) 6ヶ月 36,000円 1ヶ月あたり 36,000円÷6ヶ月=6,000円

合計 11,000円≥10,000円 →通学費高額負担者の10,000円の申請が可能

2 併用の禁止

- 以下の奨学資金との併用はできません。
- ・岐阜県選奨生奨学金
 - ・岐阜県子育て支援奨学金
 - ・岐阜県高等学校定時制課程通信制課程修学奨励費の貸付金
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金

3 奨学金の貸与方法

初年度は、1月下旬に10～3月分を奨学生名義の口座に振り込みます。

2年目以降は、5月（4～6月分）、7月（7～9月分）、10月（10～12月分）、1月（1月～3月分）の各月の下旬に奨学生名義の口座に振り込みます。

4 奨学金の返還

貸付終了後、約半年の据置期間をおいて10年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。

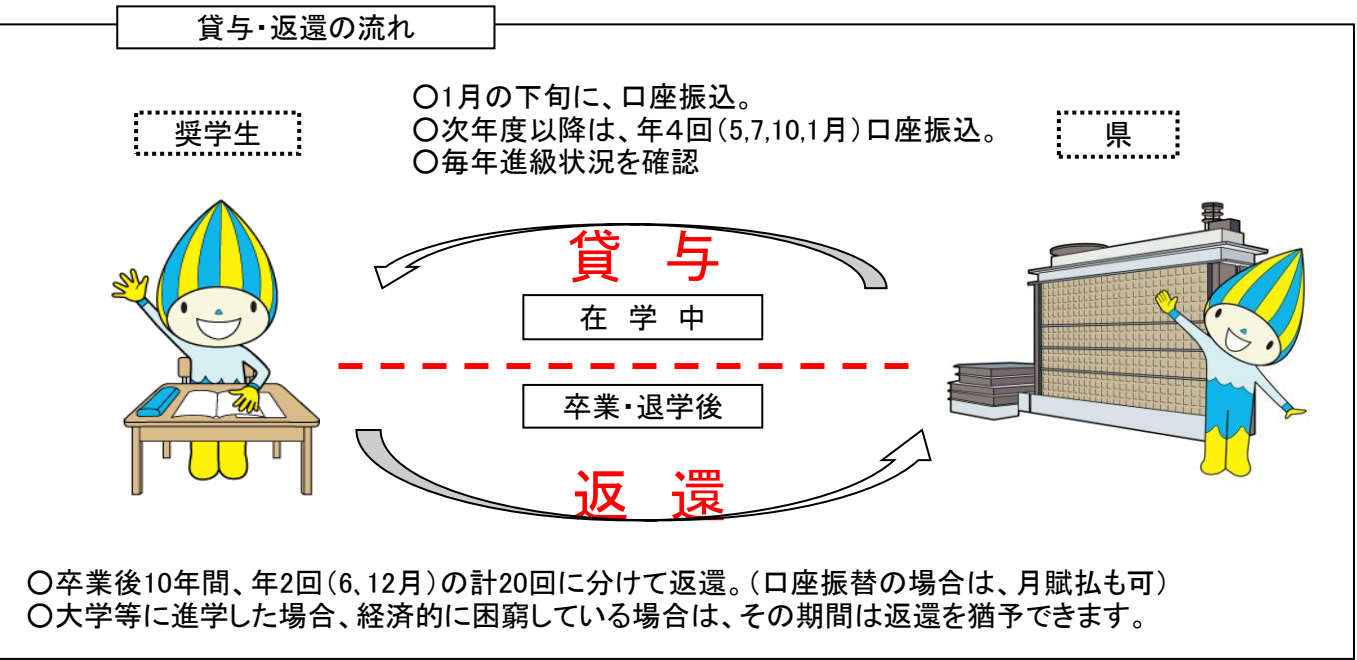
返還は、県から送付する「納入通知書」により指定の金融機関での納入(※1)又は口座からの自動引落とし(※2)により納入していただきます。

返還は、6月と12月の年2回ですが、口座からの自動引落としは月賦払いも可能です。

この奨学金は無利息ですので、元金のみを返還していただきますが、各返還期日までに返還されない場合は延滞金が発生します。

※1 納付する金融機関が、県の指定金融機関(県内の金融機関と一部県外の銀行)以外の場合、振込手数料がかかる場合があります。

※2 口座から自動引き落としとできる金融機関は指定されています。



貸与額と10年半年賦方式で返還する場合の1回あたりの返還額は、下記のとおりです。参考としてください。

①貸与月額 30,000円 の場合			②貸与月額 35,000円 の場合			③貸与月額 40,000円 の場合		
貸与期間	貸与額 合計(A)	1回あたりの返還額 $A \div 20$ 回	貸与期間	貸与額 合計(A)	1回あたりの返還額 $A \div 20$ 回	貸与期間	貸与額 合計(A)	1回あたりの返還額 $A \div 20$ 回
1年間	360,000円	18,000円	1年間	420,000円	21,000円	1年間	480,000円	24,000円
2年間	720,000円	36,000円	2年間	840,000円	42,000円	2年間	960,000円	48,000円
3年間	1,080,000円	54,000円	3年間	1,260,000円	63,000円	3年間	1,440,000円	72,000円

○滞納者に対する処置

- (1)奨学生本人が返還しない場合は、連帯保証人に対して返還の請求をします。
- (2)滞納者に対しては、委託している債権回収会社より返還の督促電話及び文書催告等をします。
- (3)著しく返還を怠った場合は、強制執行の手続きをとることがあります。
- (4)裁判所、弁護士等に依頼した場合、その費用も合わせて請求します。

5 個人情報について

申請書等にご記入いただいた情報等は、奨学金貸与・返還業務のために利用し、業務の目的の適正な範囲において、情報を学校・金融機関等に必要に応じて提供することがありますが、その他の目的で利用することはありません。

【申請書類】

以下の書類を、各学校の奨学金担当まで提出してください。



○提出書類一覧

番号	必 要 書 類	留 意 事 項	備考
①	岐阜県高等学校奨学金貸与申請書	ア「親権者の同意」欄は、親権者が2人の場合は親権者①②に記載し、親権者が一人の場合は親権者①に記載すること。	
		イ「連帯保証人」欄は、必ずしも親権者でなくてもよいが、令和8年4月1日時点で65歳未満の有職者とする。	
		ウ「希望貸与額」欄は、該当のものを○で囲み、高等学校等の生徒は「計」欄に希望貸与月額を記入すること。	加算を希望する場合には「確認書」を添付してください。
		エ「希望貸与期間」欄は、申請年度の10月から貸与を希望する期間（最長期間は卒業年月まで）を記入すること。	
		オ「奨学金を希望する理由」欄は、経済状況のほか家族・家庭の状況も併せて具体的・詳細に記入すること。	
		また、生活保護法に基づく被保護世帯である場合は、その旨を記入し、生活保護受給証明書等を添付してください。	

※申請、貸与、返還時を問わず、重要書類の提出時には連帯保証人の印鑑が必要となります。
また、貸与決定後の「誓約書」提出の際は、連帯保証人の印鑑登録証明書を提出していただきます。

滞納した場合、連帯保証人は本人と同様の責任を負うことになります。

番号	必 要 書 類	留 意 事 項	備考
②	住民票(本籍地省略可)	1 世帯全員の住民票を提出してください。	
		2 申請者が別居の場合、申請者の住民票は必要ありません。	
③	経済状況等を証明するもの		【区分3の場合】 令和7年中の所得の証明を全て提出してください。就学者以外の世帯全員の証明が必要です。

お問い合わせ先

岐阜県子ども・女性部私学振興課私学助成係
 TEL 058-272-8249 (直通) FAX 058-278-2612
 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1